## <令和3年度個人住民税の主な変更点について>

## ○所得金額調整控除の創設

- 1.給与収入金額が850万円を超え、下記のいずれかに該当する場合は、次の計算式により算出した金額が給与所得から控除されます。
- (1) 本人が特別障害者に該当する
- (2) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額= (給与収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%

2.給与所得および公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得および公的年金に係る雑所得の金額の合計額が 10万円を超える場合には、次の計算式により算出した金額が給与所得の金額から控除されます。

所得金額調整控除額= (給与所得(10 万円を超える場合は 10 万円) +公的年金等に係る雑所得(10 万円を超える場合は 10 万円)-10 万円

## ○ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正

婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が 48 万円以下)を有し、本人の合計所得金額が 500 万円以下である単身者について、ひとり親控除(控除額 30 万円)が適用されます。

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額 26 万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限(合計所得金額 500 万円以下)を設定します。

※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある場合は対象外です。